

国民健康保険税を納めましょう

**滞 納
STOP!**

国民健康保険制度はお互いの助け合い



国民健康保険税（以下、保険税）は、皆さんのが病気やけがをしたときにかかる医療費や、出産したときにかかる一時金などの給付に充てられる大切な財源です。

国民健康保険加入者の皆さんには、医療費の一部を負担するだけで医療を受けられると同時に、保険税を納める義務があります。保険税を納めないと安定的な運営ができないなくなり、お互いに助け合う国民健康保険制度そのものが成り立たなくなるほか、保険税の引き上げにもつながります。保険税は必ず納めましょう。

国保
からの
お願い！



医療費に关心を持ちましょう！

年1回受診料無料の
特定健診は3月31日まで!!

保険税は医療費を基に算出しており、**医療費が増えると保険税の引き上げにつながります**。一人ひとりが医療費に关心を持ち、毎日の生活を工夫することで健康新体を保ち病院にからなくて済むよう生活習慣を見直しましょう。

また、糖尿病や高血圧などの生活習慣病にかかると、治療期間も治療費も膨大になります。現在、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人は、昨年6月上旬に送付した受診券を使用することにより年1回受診料無料で生活習慣病予防などのための特定健診を受けることができます。まだ受診されていない方は、ぜひ受診しましょう。

■保険税を長い間納めないと…

- ①納期限を過ぎると督促を受けたり、延滞金が加算されたりする場合があります。
- ②通常の保険証の代わりに、有効期限の短い「短期被保険者証」や医療費をいったん全額支払う「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。
- ③国民健康保険の給付（高額療養費、葬祭費など）の全部または一部が差し止められる場合があります。
- ④財産（預貯金、給与、生命保険、不動産など）の差押などの滞納処分を受ける場合があります。

困ったら…まず相談を！

保険税を納期内に納めるのが困難な場合には、ご自分で問題を抱えてしまわず、お早めに税務課納税係までご相談ください（P19参照）。

なお、災害や失業、負傷・疾病などによる収入減少などで生活に困っている場合は、保険税減免制度や非自発的失業者軽減制度を活用できる場合がありますので、ご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に係る減免申請は3月31日まで！（P11参照）

●納付に関する問合先●
税務課納税係（市役所3階）2番窓口 Tel.28-8021



令和5年度国民健康保険税の 所得の申告について

国民健康保険に加入している方で、所得税の確定申告や勤務先での年末調整等をされていない場合は、昨年中の所得について申告が必要となります。なお、収入がなかった場合でも「ない」という申告が必要です。

申告がない場合は保険税の軽減制度などが受けられなくなります。

ご不明な点がありましたら、保険医療課（市役所1階）5番窓口までお問い合わせください。

